

特別免許状の出願手続きについて

I 制度の概要

特別免許状とは、教員免許状を持っていないが、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状である。

1 授与できる教科等

免許状の種類	対象教科
小学校教諭特別免許状	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語） 【免許法第4条第6項第1号】
中学校教諭特別免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語）及び宗教 【免許法第4条第6項第2号】
高等学校教諭特別免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語）及び宗教 【免許法第4条第6項第3号】 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務 【免許法第4条第6項第3号、免許法第16条の4、免許法施行規則第61条の14】
特別支援学校教諭特別免許状	自立教科等（理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）） 【免許法第4条の2第3項】 自立活動（視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育） 【免許法施行規則第65条の5】

※ 小学校の普通免許状は全教科を担当することはできるが、小学校の特別免許状は当該教科しか担任することができない。

2 授与条件

- 次のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - (2) 社会的人望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
【免許法第5条第3項】
 - (3) 免許法第5条第1項の欠格事項に該当しない者で、教育職員検定に合格した者
【免許法第5条第2項】

3 効力

特別免許状は、授与した都道府県内のみで有効である。

4 特別免許状の申請

特別免許状の申請に当たっては、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦が必要である。

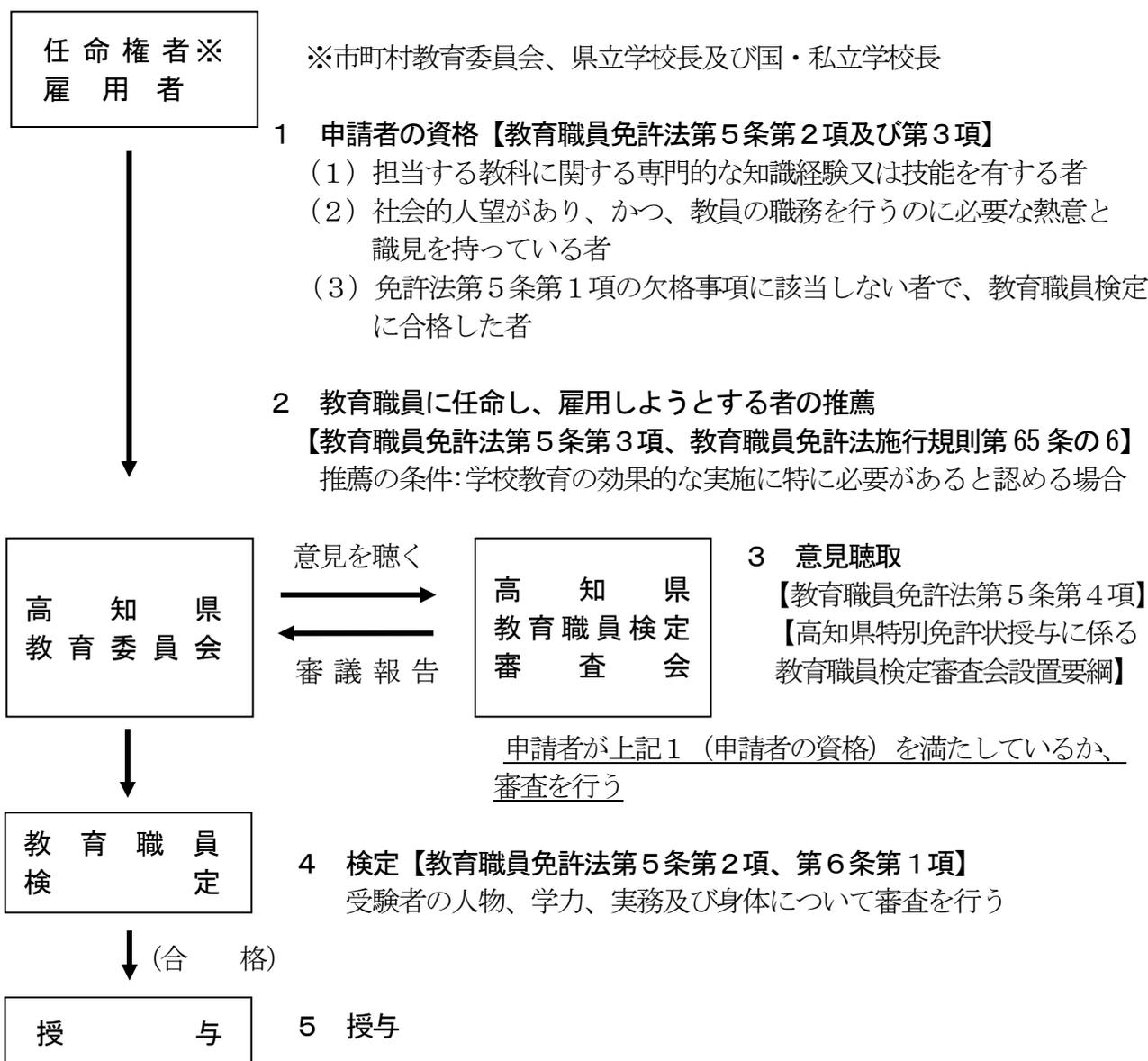
申請に当たっては、制度の趣旨等を十分踏まえた上で、出願者を採用又は雇用しようとする者を通して、必ず事前に高知県教育委員会事務局教職員・福利課免許担当に相談してください。

事前相談及び申請は、随時受け付けますが、審査には時間がかかるため、早めに相談してください。

5 特別免許状に関する教育職員検定

申請書類により教育職員検定を行うが、その可否の決定に際し、学校教育に関する高知県教育職員検定審査会の意見聴取を行う。

II 手続きの流れ



Ⅲ 提出書類

1	<p>教育職員免許状授与(検定) 願<規則第1号様式></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授与(検定)願の所定の位置に免許状1枚につき5,000円分の高知県収入証紙(国の「収入印紙」ではないことに注意)を貼付してください。 ・ 収入証紙の入手が困難である場合等は、郵便為替または郵便小為替で納付ください。その場合、「指定受取人欄」及び「受領欄」は記入しないでください。 ※ 収入証紙は、四国銀行・高知銀行及び西庁舎地下1階生協等で販売
2	<p>出願者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書 <別紙様式1></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が作成したものを提出してください。 ○推薦書には次の1及び2の事項を必ず記載してください。 1 授与候補者の教員としての資質の確認 <ul style="list-style-type: none"> (1)教科に関する専門的な知識経験又は技能の状況 (2)社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熟意と識見 2 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認 <ul style="list-style-type: none"> (1)授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容 (2)授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要があること (3)研修計画の立案及び学習指導要領の共通理解のための体制に関する対応状況 ※「特別免許状の授与に係る教育職員検定における基準」に上記2(3)についての補足を記載しておりますのでご確認のうえ作成してください。
3	<p>履歴書 <規則第2号様式></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務欄が不足する場合は、予備欄を使用してください。
4	<p>宣誓書 <要領別記第1号様式></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓書に記載されている、注1及び注2を熟読のうえ、署名・捺印のこと。
5	<p>身体に関する証明書 <要領第2号様式></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関において受診してください。 ・ 再検査・精密検査又は治療を要する検査項目がある場合は、再検査・姓滅検査の受診状況・検査結果等又は治療等の状況が確認できる資料も併せて提出してください。
6	<p>基礎資格等を証明する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎資格を証明する書類として大学又は高等学校(学校教育法第1条に定める学校に限ります。)の卒業証明書及び成績証明書を提出してください。 ・ 担当する教科に関係のある学校等を卒業等している場合は、当該教科に関する専門的な知識経験又は技能を証明する書類として当該学校等の卒業証明書及び成績証明書を提出してください。 ・ 卒業等した学校が外国の学校である場合は、当該学校の卒業証明書及び成績証明書の原本のほかに当該卒業証明書及び成績証明書を和訳した資料を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法第1条に定める高等学校を卒業していない者については、高等学校卒業と同等以上の資格があることを確認するために追加で資料を求める場合があります。
7	<p>専門的な知識経験又は技能に関する証明書 <別紙様式2></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校の教員として雇用しようとする場合は、当該私立学校を設置する学校法人の理事長(学校法人以外の者の設置する私立の特別支援学校及び幼稚園の設置者(法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者)を含む。)が証明してください。 ・ 「添付書類」欄に記載した書類については、当該証明書に、原本又は写しを添付してください。(8を参照のこと)

8	<p>担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証明する書類</p> <p><任意様式> 左記(1)～(3)のいずれかにより書類を提出してください(複数可)。</p>	<p>(1) 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること</p> <p>ア 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設</p> <p>イ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの</p> <p>ウ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(略称WASC) ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(略称ACSI) ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ(略称CIS) ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局(略称IBO) <p>(2) 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等におけるもの)が、概ね3年以上あること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験 ・外国にある教育施設における勤務経験 ・大学における助教、助手、講師経験 ・各種競技会等に向けた選手等としての活動 ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験 等 <p>(3) 公的資格、各種競技会及び展覧会における受賞歴、出願者の著作物及び作品等並びに上記以外の実務経験その他取得しようとする特別免許状の教科に関する事項</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国の教員資格の保有 ・教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格 ・修士号、博士号等の学位の保有(博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。) ・各種競技会、コンクール、展覧会等における実績(特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。) ・大学における教職科目のうち都道府県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講
---	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の高知県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価
9	出願理由書 ＜任意様式＞	
10	その他高知県教育委員会が必要と認める書類	
11	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書等の氏名、本籍(都道府県)が異なる場合は、変更の経緯が分かる戸籍抄本等の資料を添付してください。 ・外国籍の方の場合は、住民票抄本もしくは在留カード(両面)を添付してください。